

来客用駐車場利用届

駐車場運営細則様式第10

鳶尾第一住宅管理組合 理事長 殿

届出日	年 月 日
住 所	鳶尾3-2- ー
組合員/占有者の氏名	
届出者氏名	
組合員/占有者との続柄	
電 話	ー ー

来客駐車場利用料金は、同一車両1台につき以下の金額を合算した額とします。	
1. 駐車料金は、1箇所1日につき	300円
2. 手数料は、1件(1.の利用)につき	200円

管理組合規約及び細則の規定に従うことを条件として来客駐車場の利用願いを提出いたします		
1	利用年月日	年 月 日
	利用日数	日間
	利用時間	午前10時00分～翌日午前10時00分まで。
	利用駐車場名	ー
2	利用年月日	年 月 日
	利用日数	日間
	利用時間	午前10時00分～翌日午前10時00分まで。
	利用駐車場名	ー
3	利用年月日	年 月 日
	利用日数	日間
	利用時間	午前10時00分～翌日午前10時00分まで。
	利用駐車場名	ー
利用者への指示		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 駐車許可証を駐車車両の見やすい場所に掲示すること。 2. 駐車場契約者が届出人の場合、契約駐車場所に訪問客車両を駐車し、既契約車両を来客駐車場に駐車することを認める。いずれの車両にも駐車許可証を見やすい場所に掲示すること。 3. バリカーの解錠、施錠、又は標識スタンドの設置・撤去は利用者が行うこと。 4. 本注意事項、駐車場運営細則を遵守すること。 5. 立体駐車場等において「軽4輪」と指定した場所には、全長4m・全幅1.7m以上の車両は駐車できません。 6. 来客駐車場駐車許可証を転貸してはならない。 7. 天災、地震、盗難、火災その他の被害など、管理組合の責任に帰すべからざる理由に基づいて利用者の車両及び物品に損害が生じても、管理組合は一切の責任を負いません。 8. 利用者が故意または過失により、来客駐車場・駐車場、施設並びに他の駐車車両及び付属品に損害を与えた時、利用者はその責任において直接該当者に対して賠償するなどの処置をとってください。 		

管理組合 記入欄 1	
	窓口担当
	年 月 日